



北のひろめーる

厚岸警察署 No.78

令和6年10月9日



車の不正改造は犯罪です！！

令和5年11月、札幌方面管内で不正改造車からタイヤが脱輪し、歩行者に衝突する重大事故が発生しています。

不正改造車を運行することは、犯罪です。絶対にやめましょう！！

不正改造の主な一例

- 基準不適合マフラーの装着、消音器の取外し
- タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し
- 運転席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け
- 基準外ウイングの取付け
- 灯火類の灯光の色を変更
- 荷台さし枠の取付け・燃料タンクの増設
- 突入防止装置の切断・取外し
- 大型後部反射器の取外し
- 前面ガラス等への装飾板の装着
- 速度抑制装置（スピードリミッター）の解除・取外し
- ティーゼル自動車が排出する黒煙

不正改造車の使用者

不正改造を実施した者

それぞれ罰則の対象となります！！

ストップ・ザ・交通事故